

事務連絡  
令和6年1月19日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度の「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

現在、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、処遇改善計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式については2月末目処で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・通常、処遇改善加算等を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・令和6年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、管内の障害福祉サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する届出等については追って連絡いたします。